

# 身体拘束最小化に関する取組事項

当院は、患者様の尊厳と安全を最優先に考え、身体拘束の最小化に取り組みます。

身体拘束は原則として行わないことを基本とし、やむを得ず実施する場合においても、必要最小限とし、速やかな解除に努めます。

身体拘束は極めて非人道的な行為であり、人権侵害、QOL の低下を招く行為であると考え、私たちは拘束をしない、より良い看護・介護を目指している。しかし、生命への危険性が高く緊急やむを得ない場合、制御しなければならない事例も少なくない。

それは本来のケアにおいて追及されるべき「高齢者の機能回復」という目標とは正反対の結果を招く恐れがある。

私たちは「健康上に問題がある人に対してケアを行う職業人」である。

職業人としてケアを受ける人に合った適切なレベル（①回復を目指す②維持する③いずれも出来ない場合は寄り添う）でケアを行う義務があり、身体拘束や強制ケアで害を与えることがないようにしなければならない。

身体拘束の廃止の本質はケアの質の向上であると考え、抑制をしないために正確なアセスメントと十分な検討を行い、職員全体で共通認識を持ち、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追及していくことが重要である。

また、生命の危険があり、やむを得ず身体拘束を行ったとしても、それに代わる代替プログラムを計画して実施していくこととする。

身体拘束とは、抑制帯等、患者の身体又は衣服に触れられる何らかの用具を使用して、一時的に当該患者を拘束し、その運動を抑制する行動の制限をいう。

また、身体拘束に代わる方法の検討と、職員教育および院内体制の整備を継続的に実施します。患者様一人ひとりの尊厳を守る医療の提供を目指します。

令和8年6月1日

郡山市医療介護病院 院長 神林 裕行

看護部長 永山 義弘